農地法第３条許可事務の流れ

申請者の手続の流れ

申請についての相談

・申請書作成など、申請に向けた相談をお受けします。
・農業委員会事務局までお電話をいただくか、窓口までお越しください。

↓

申請書の作成

・申請内容に応じて申請書に必要事項を記入し作成していただきます。

↓

申請書提出前の再確認

・記入漏れや必要書類の不足がありますと、申請受付期間に間に合わず、翌月の申請になることがあります。事前によく確認しましょう。

↓

申請書の提出

・申請期限までに農業委員会事務局へ提出をお願いします。

↓

農業委員会の事務手続きの流れ

申請書の受付

・申請書の内容に漏れがないか、必要書類の漏れがないか確認して受付をします。

↓

農業委員会総会

・地区担当の農業委員が申請地を現地確認し、農業委員会の総会で意見を述べます。総会では申請内容を審査のうえ、許可・不許可の決議をとります。

↓

許可証の交付

・農業委員会事務局まで印鑑をご持参のうえ、お越しください。許可証を交付します。
・受付から許可証交付までの標準処理期間は、4週間となります。